イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.063

H_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.049

イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.063

H_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.049

イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.065

H_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.04989

イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.058

H_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.052

イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.056

H_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.050

イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.055

H_{23}＝0.000

H_{24}＝0.000

H_{25}＝0.000

H_{26}＝0.000

H_{27}　ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.073

イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.073

H_{28}　ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0010

イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0010

H_{29}　ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0010

イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0010

H_{30}　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.00112

イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00112

I_1　市町村立等病院病床数

I_2　市町村立等病院特例病床数

J_1　市町村立大学附属病院病床数

て」（平成十八年三月三十一日付け総財地第百九号）三６㈣に定めるＰＦＩ事業により行われる事業に係るものを除く。）の額に〇・〇〇三六九を、平成十三年度以前からの継続事業に係るもののうち「平成十八年度地方債同意等基準運用要綱等について」三６㈣に定めるＰＦＩ事業により行われる事業に係るものの額に〇・〇〇六七四を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇二八〇を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇二八〇を、市場公募都市以外の市町村の平成十八年度における市町村立等病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るもの（「平成十八年度地方債同意等基準運用要綱等について」三６㈣に定めるＰＦＩ事業により行われる事業に係るものを除く。）の額に〇・〇〇四八三を、平成十三年度以前からの継続事業に係るもののうち「平成十八年度地方債同意等基準運用要綱等について」三６㈣に定めるＰＦＩ事業により行われる事業に係るものの額に〇・〇〇八一四を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇三六九を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇三六九を、市場公募都市の平成十九年度における市町村立等病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇三六九を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇二八〇を、市場公募都市以外の市町村の平成十九年度における市町村立等病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇五〇九を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇三八二を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業